

## 福山市立城北中学校PTA会則

### 第1章 総則

第1条 本会は福山市立城北中学校PTAという。

第2条 本会の事務局は福山市立城北中学校内に置く。

### 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、福山市立城北中学校生徒の健全な成長と幸福を増進することを目的とする。

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦，研修に関すること。
- 2 学校の環境整備の充実に関すること。
- 3 生徒の表彰，送別，弔慰に関すること。
- 4 会員の研究助成，弔慰に関すること。
- 5 その他本会の目的を達成するために必要なこと。

### 第3章 組織及び会議

第5条 本会は福山市立城北中学校生徒の保護者及び教職員をもって構成する。

第6条 本会に次の会議を置く。

- 1 総会
- 2 常任委員会
- 3 本部役員会

第7条 会議の表決はすべて出席者の過半数とする。

第8条 総会は全会員で構成し，最高の議決機関で年1回開く。ただし常任委員会で必要と認めたと  
き，または役員3分の1以上の要求があったときは臨時総会を開く。

第9条 総会は次のことを協議決定する。

- 1 事業計画
- 2 決算，予算
- 3 役員を選任
- 4 会則の変更
- 5 常任委員会で必要と認めた事項

第10条 常任委員会は会長，学校長，副会長，事務局（教頭），幹事，会計，福山市PTA連合会担当，  
各学年部長，教養部長，広報部長，各地域部長，学校教職員代表若干名からなる常任委員で  
構成し，総会に次ぐ議決機関で総会及び本部役員会から委任された事項を協議決定する。

第11条 本部役員会は会長，学校長，副会長，事務局（教頭），幹事，会計，福山市PTA連合会担当  
からなる本部役員で構成し，本会の企画運営及び総合調整にあたる。また緊急を要する事項  
については，協議決定することができる。ただし，その決定については，事後に常任委員会  
の承認を必要とする。

第12条 本会に次の部を置く

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 学年部（1～3学年） | 2 教養部        |
| 3 広報部        | 4 地域部（各小学校区） |

第13条 学年部は学年部長，副部長，学級代表，副代表で構成し，当該学年の教育の進展に関する諸  
活動をする。

- 第14条 教養部は教養部長、副部長、教養部委員で構成し、会員相互の教養を高める諸活動をする。
- 第15条 広報部は広報部長、副部長、広報部委員で構成し、広報活動をする。
- 第16条 地域部は地域部長、副部長、地区委員で構成し、当該地区の教育進展並びに生徒の健全育成に関する諸活動をする。
- 第17条 本会に城北中学校クラブ活動後援会をおく。

#### 第4章 役員の仕事

- 第18条 本会に次の役員を置く。
- 会長、学校長、副会長、事務局（教頭）、幹事、会計、**福山市PTA連合会担当**、学年部長、同副部長、学級代表、同副代表、教養部長、同副部長、同委員、広報部長、同副部長、同委員、地域部長、同副部長、地区委員、学校教職員代表、監査委員
- 第19条 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 第20条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 第21条 教頭は事務局を担当する。
- 第22条 幹事は、本会の企画運営にあたり、各会議の議事進行及び重要事項を記録する。
- 第23条 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 第24条 福山市PTA連合会担当は、福山市PTA連合会と連携する。**
- 第25条 常任委員は必要に応じ、本会のすべての会議に出席し、意見を述べることができる。
- 第26条 学校教職員代表は、各学年部、教養部、広報部、地域部の担当となり、学校教育について専門的立場で意見を述べ、本会の活動を推進する。
- 第27条 監査委員は、本会の会計を監査する。また、必要に応じ会議に参加し意見を述べるができる。
- 第28条 本会の役員は城北中学校クラブ活動後援会の役員を兼任する。

#### 第5章 役員の選出と任期

- 第29条 会長は会長選出委員会規則により選出する。
- 第30条 副会長、地域部長は各小学校区から1名選出する。幹事は各小学校区から1名以上選出する。
- 第31条 会計1名、**福山市PTA連合担当1名**、監査委員2名を選出する。
- 第32条 学級代表、同副代表と教養部、広報部の各委員は学級ごとに各1名選出する。
- 第33条 学年部長1名、副部長**2名**は、当該学級代表の互選により各学年毎に選出する。
- 第34条 教養部長1名、同副部長2名、広報部長1名、同副部長2名は、各部委員の互選により選出する。**
- 第35条 地区委員は各小学校区より**10名**選出する。
- 第36条 地域部長1名、同副部長**2名**は地区委員の互選により選出する。
- 第37条 学校教職員より、各学年部、教養部、広報部、地域部各1名以上選出する。
- 第38条 役員の仕事は1か年とする。但し、後任者が決定するまではその仕事を継続する。
- 第39条 役員に欠員が生じたときは各部内で補充し、任期は前任者の残任期間とする。

#### 第6章 会計

- 第40条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金を持って当てる。
- 第41条 本会の会員は、会費を毎月納めるものとする。**会費は月額400円**とする。
- 第42条 本会の会計年度は4月1日にはじまり、翌年の3月31日におわる。

## 第7章 弔慰

第43条 会員及び会員の家庭に弔事が生じた場合、次によりその意を表す。

- 1 会員または在校生が死亡した場合、代表者が会葬し香料1万円を供え、弔電または電子郵便を送る。
- 2 その他特別な場合は、正副会長で協議決定する。

## 第8章 その他

第44条 本会の事業遂行に必要な細則は、常任委員会において審議執行する。

第45条 会員は本会の書類をすべて閲覧できる。

## 第9章 付則

本会則は1968年（昭和43年）	5月20日より改正実施する。
本会則は1969年（昭和44年）	3月3日より一部改正実施する。
本会則は1974年（昭和49年）	5月20日より一部改正実施する。
本会則は1983年（昭和58年）	5月4日より一部改正実施する。
本会則は1984年（昭和59年）	5月8日より一部改正実施する。
本会則は1986年（昭和61年）	5月8日より一部改正実施する。
本会則は1987年（昭和62年）	5月8日より一部改正実施する。
本会則は1990年（平成2年）	5月11日より一部改正実施する。
本会則は1996年（平成8年）	5月2日より一部改正実施する。
本会則は1997年（平成9年）	5月7日より一部改正実施する。
本会則は1998年（平成10年）	5月8日より一部改正実施する。
本会則は1999年（平成11年）	5月7日より一部改正実施する。
本会則は2001年（平成13年）	11月14日より一部改正実施する。
本会則は2004年（平成16年）	4月1日より改正実施する。
本会則は2014年（平成26年）	5月1日より一部改正実施する。

## 城北中学校クラブ活動後援会会則

### 第1章 総則

第1条 本会は城北中学校クラブ活動後援会と称する。

### 第2章 目的

第2条 本会は城北中学校の教育の充実を図るとともに、クラブ活動について精神的、経済的支援をすることを目的とする。

### 第3章 組織及び会議

第3条 本会に次の会議を置く

1 総会

2 常任委員会

3 本部役員会

第4条 会議の表決は出席者の過半数とする。

第5条 各会議の構成員はPTA組織と同一とする。

第6条 総会は、最高の決議機関でPTA総会時に開く。ただし、常任委員会で必要と認めたときは臨時総会を開催する。

第7条 常任委員会は総会に次ぐ議決機関で、総会および本部役員会から委任された事項を協議決定する。

第8条 本部役員会は本会の企画運営、総合調整にあたる。また、緊急を要する事項について協議決定することができる。ただし、その決定については、事後に常任委員会の承認を必要とする。

### 第4章 役員の任務と任期

第8条 本会の役員はPTA役員が兼任し、任期もPTAと同一とする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1 会長は本会の会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。

3 教頭は事務局を担当する。

4 幹事は本会の会務を執行する。

5 会計は本会の会計事務を処理する。

6 監査委員は本会の会計事務を監査する。

第10条 監査委員は必要に応じ会議に参加し意見を述べることができる。

### 第5章 会計

第11条 本会の経費は、城北中学校クラブ活動後援会費、助成金及び寄付金等をもって当てる。

第12条 会費は、生徒1人につき年額2,000円とし、原則年度当初に納めるものとする。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第6章 その他

第14条 本会の事業遂行に必要な細則は常任委員会において審議執行する。

### 第7章 付則

本会則は1976年（昭和51年）4月1日より実施する。

本会則は1987年（昭和62年）5月8日より1部改正実施する。

本会則は1998年（平成10年）5月8日より1部改正実施する。

本会則は2004年（平成16年）4月1日より改正実施する。